

20年度国民健康保険税 納税通知書を送付します

20年度の国民健康保険税（国保税）納税通知書を7月15日（火）に発送します。
納付書や口座振替の方法（普通徴収）で納付いただく方は、7月・21年3月の9回の納期になります（左表参照）。
第1期の納期限は7月31日（木）です。納め忘れに注意ください。

年金からの天引き（特別徴収）の対象になる方について
国民健康保険制度では、世帯内の国民健康保険（国保）の被保険者全員が、世帯主の方も含めて全員65歳・74歳の

20年度国民健康保険税 納期一覧

区分	納期日
1期	7月31日(木)
2期	9月1日(月)
3期	9月30日(火)
4期	10月31日(金)
5期	12月1日(月)
6期	12月25日(木)
7期	21年2月2日(月)
8期	21年3月2日(月)
9期	21年3月25日(水)

で納めていただくこととなります。
10月から特別徴収になる方にも、7・9月は普通徴収により納めていただくため、納税通知書を送付します。なお別途特別徴収の通知書も送付します。

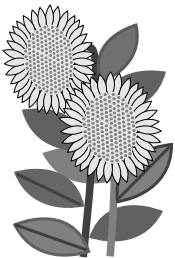
20年度国保税率等を改定しました（医療分・後期高齢者支援分）
広報5月15日号でお知らせしました通り、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴い、従来の医療分が、医療分・後期高齢者支援分・支援分の2区分になりました。これを受け、次の通り税率等を改定しました。

税率等が改定される部分
「応給額」負担能力にに応じて算出される税
医療分に係る税率等
・所得割税率：4・30パーセント
・資産割税率：16・00パーセント
・15パーセント
・12・80パーセント

支援分に係る税率等
・所得割税率：1・15パーセント（新）
・賦課限度額：56万円・47万円
・資産割税率：3・20パーセント（新）
・均等割額：8200円
・賦課限度額：12万円（新）
・平等割額：1万1000円
改定に当たり、国民健康

19年度 個人情報保護 制度の運用状況

個人情報開示請求および訂正請求の処理状況は、請求件数16件、開示決定件数8件、一部開示決定2件、非開示決定0件、不存在6件、取下げ0件で、訂正請求はありませんでした。



また、開示請求等に対する決定についての不服申し立てはありませんでした。
詳しくは企画経営室総務課法務・文書担当 ☎470・7714へ。

市では、個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するために東久留米市個人情報保護条例を定めています。
19年度の運用状況は、次の通りです。

19年度 情報公開制度の 利用状況

市では、市民の皆さんの知る権利を保障し、市の諸活動を説明する責任を全うするため、東久留米市情報公開条例714へ。

20年度高齢受給者証判定基準 判定対象になる方は70歳から75歳未満で被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方です

課税所得金額（1）	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で145万円以上の方が1人でもいる場合	3割	収入383万円未満 判定対象者が2人以上の場合は520万円未満 判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者（2）の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満 上記以外の方	一部負担金割合が1割になります（申請がない場合は3割と判定）。 一部負担金割合の変更はありませんが、高額療養費の自己負担限度額（3）が「現役並み所得者」の区分から「一般」並みに据え置かれます（4）。 申請による変更はありません（自己負担限度額は「現役並み所得者」の区分です）。
判定対象者全員が145万円未満の場合	1割	住民税課税世帯 住民税非課税世帯	申請による変更はありません（自己負担限度額は「一般」の区分です）。 一部負担金割合の変更はありませんが、申請により高額療養費の自己負担限度額等が下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

- 課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。
- 特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。
- 自己負担限度額とは、70歳から75歳未満の前期高齢者の保険診療分の一部負担金の1カ月当たりの上限額のことです。外来、調剤等の場合は、上限額を超えた支払いがあったとき、申請により上限を超えた額が給付されます（原則、対象の方の世帯には申請書を送付します）。ただし、入院または在宅末期医療総合診療の保険診療を受ける場合は保険医療機関等の窓口で、上限額までの支払いとなります。
- 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）移行に伴い設けられた20年8月～22年7月の経過措置です。

国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証を更新します

70歳・74歳の方には、被保険者証に一部負担金割合（1割または3割）が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（以下、被保険者証兼高齢受給者証）」を交付しています。
一部負担金割合は、前年（1月～7月の間は前々年）の課税所得を基に毎年8月に更新されます。20年度の住民税課税所得に基づいて判定した一部負担金割合を記載した新しい被保険者証兼高齢受給者証を7月下旬に郵送します。
なお、判定により一部負担金割合が変更になる方は、被保険者証に一部負担金割合（1割または3割）が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（以下、被保険者証兼高齢受給者証）」を交付しています。
現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証でそのまま受診ができますので、新しい被保険者証兼高齢受給者証は送付しませんが、申請書（基準収入額適用申請書）を送付する必要があります。

一部負担金割合 等の軽減の申請書 を送付します

判定により、一部負担金割合が3割でも、世帯収入基準に基づき1割負担となる場合のある方については、「こ案内」と一緒に一部負担金割合等を軽減する申請書（基準収入額適用申請書）を送付します。
詳しくは同係 ☎470・7732へ。

「ご利用ください」 公証相談、人権・子ども人権 相談所を開設します

主催は東京法務局、東京都人権擁護委員協議会、東京都子ども人権専門委員会、公正証書関係・遺言・契約などの公証事務一般に関するもの。
人権問題（近隣関係、プライバシー問題など）、子ども人権問題（いじめ、体罰、不登校など）
【日時】7月8日（火）・9日（水）午前10時～午後4時（受け付けは午後3時まで）
【会場】西武百貨店7階、くらしの相談コーナー（西武池袋線池袋駅すぐ）
袋線池袋駅すぐ
【相談担当者】東京法務局所属公証人、東京都人権擁護委員協議会所属人権擁護委員、東京都子ども人権専門委員、東京法務局職員
詳しくは東京法務局人権擁護部第3課 ☎03・5689・0527へ。

学校給食費の納め 忘れはありませんか

小・中学校では、保護者の皆さんから納入される学校給食費で安全な食材を購入し、栄養や衛生的な調理を行い、児童・生徒へ栄養バランスのとれた学校給食を提供しています。
学校給食費は納め忘れがないよう、納入にご協力をお願いします。
なお、事情で納入が困難な場合には、在学する各小・中学校の校長および副校長、担任教師、栄養士（中学校は学務課内栄養士）へご相談ください。
詳しくは学務課保健給食係 ☎470・7779へ。



ひばりが丘地区地区計画等 の都市計画決定図書の縦覧

ひばりが丘団地の建て替えに伴い、一団地の住宅施設の廃止、ひばりが丘地区地区計画を決定しましたので、次の通り関係図書を縦覧します。
【縦覧する都市計画図書】東村山都市計画及び西東京都市計画一団地の住宅施設の廃止（東京都決定） 東村山都市計画ひばりが丘地区地区計画（東久留米市決定）
【縦覧場所】市都市計画課（市役所5階）および都都市整備局都市計画課（都庁第二本庁舎21階）
詳しくは市都市計画課 ☎470・7768へ。